

令和3年8月31日

〒170-6033

東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60

弁護士法人アディーレ法律事務所 御中

〒850-0876

長崎市賑町5番24号 向ビル201

電話：095-895-8520 F A X：095-895-8521

【毎週火曜日（祝日を除く）10：30～13：30】

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットながさき

理事長 福 崎 博 孝

(申入担当者 弁護士 加藤貴大)

(電話 095-894-5270)



申 入 書

拝啓 時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

当法人は、消費者契約問題に関する調査、研究、消費者への情報提供等を通じ、消費者被害の未然防止を図ることを目的に、消費者団体、学識経験者、弁護士、司法書士、消費生活相談員などの消費者問題専門家により構成されている法人であり、将来的に適格消費者団体としての認定申請を予定しています。

さて、貴法人ホームページを当法人において調査したところ、その一部が消費者契約法に抵触する可能性があるかと判断しました。

そこで、当法人は、貴法人に対し、後記のとおり申し入れます。

つきましては、本申入れに対する貴法人のお考え・ご対応等を、文書にて、令和3年10月末日までに、当法人にご回答ください。なお、ご不明な点がございましたら、申入れ担当者までお問い合わせください。

最後に、ご回答の有無及びご回答内容につきましては、消費者への情報提供のため、当法人のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表させていただくことがありますことをあらかじめ申し添えます。

敬具

第1 申入れの趣旨

- 1 貴法人のホームページ¹の広告中、「委任事務が終了するまでは契約を解除できません。この場合、費用は全額をお支払いいただきます。」との文言のうち、「この場合、費用は全額をお支払いいただきます。」との文言を削除してください。
- 2 貴法人が使用する委任契約書中、依頼者が委任契約を解除した場合に、依頼者が貴法人に対して報酬等の費用全額を支払う義務を負う旨の規定を削除してください。
- 3 貴法人との間で既に委任契約を締結している依頼者に対し、依頼者が委任契約を解除した場合に、依頼者が貴法人に対して報酬等の費用全額を支払う義務を負わないことを説明してください。

第2 申入れの理由

1 はじめに—消費者契約法の適用について

事業者と消費者との間の消費者契約については、消費者契約法が適用されます。この点、事業者とは、「法人その他の団体」等を指すところ（消費者契約法2条2項²）、貴法人は弁護士法人であって「事業者」に該当します。また、貴法人の依頼者には、営業とは無関係に個人として利用されている方が数多くいらっしゃるものと存じます。そのため、貴法人の依頼者の多数が「消費者」（同法2条1項³）に該当します。

よって、貴法人と依頼者との間の委任契約は、その多くが消費者契約法の適用される「消費者契約」（同法2条3項⁴）に該当します。そのため、貴法人は、消費者である依頼者と契約を締結するに際し、消費者契約法を遵守していただく必要がございます。具体的には、契約内容を定めるに際しては、消費者契約法を念頭においていただく必要があり、契約条項が消費者契約法に違反する場合には当該契約条項が無効となります。

2 消費者契約法に抵触する可能性のある文言

(1) 文言の摘示

¹ <https://www.adire.jp/fee/other.html>

²この法律（第四十三条第二項第二号を除く。）において「事業者」とは、法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。

³この法律において「消費者」とは、個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）をいう。

⁴この法律において「消費者契約」とは、消費者と事業者との間で締結される契約をいう。

貴法人のホームページ⁵中、「債務整理以外の費用」、「そのほかの相談・依頼、弁護士費用について」の「注意事項」の中の、「委任事務が終了するまでは契約を解除できます。この場合、費用は全額をお支払いいただきます。」との文言。

また、これと同様の趣旨の委任契約書上の規定。

(2) 抵触するおそれのある消費者契約法の条文

消費者契約法 9 条 1 号

3 消費者契約法 9 条 1 号について

消費者契約法 9 条 1 号は、消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるものについて、当該超える部分を無効とします。

4 消費者契約法 9 条 1 号該当性の検討

貴法人ホームページ中の文言は、依頼者が委任契約を解除した場合、実費や報酬、着手金や成功報酬の区別なく、一切の弁護士費用の全額を依頼者が支払う義務を課すもののように解釈されます。

解除の時点での貴法人の事務処理の程度にかかわらず、一切の弁護士費用を依頼者が負担することを定めるものであれば、これは本質的に解除に伴う損害賠償の額の予定又は違約金として機能すると解されます。

そのため、貴法人が依頼者との間で、同様の趣旨の定めを含む委任契約を締結した場合には、当該定めは消費者契約法 9 条 1 号にいう「消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」に該当すると解されます⁶。

そして、貴法人の事務処理の程度にかかわらず、解除の場合に着手金全額や成功報酬まで依頼者に負担させるとすると、たとえば委任契約締結直後に、ほとんど事務処理が進捗していない段階で解除した場合でも着手金全額や成功報酬全額を依頼者に負担させることとなってしまいますので、その額が貴法人に生ずべき平均的な損害を超えることは明らかです。

したがって、依頼者が委任契約を解除した場合、実費や報酬、着手金や成功報酬の区別なく、一切の弁護士費用の全額を依頼者が支払う義務を課す委任契約書上の定めは消費者契約法 9 条 1 号に抵触する可能性があります。

⁵ <https://www.adire.jp/fee/other.html>

⁶ 横浜地判平成 21 年 7 月 10 日 判例時報 2074 号 97 頁

5 ご提案

そこで、消費者契約法9条1号に抵触しないよう、貴法人が使用する委任契約書中、依頼者が委任契約を解除した場合に、依頼者が貴法人に対して報酬等の費用全額を支払う義務を負う旨の規定を削除してください。

同様に、貴法人のホームページの広告中、「委任事務が終了するまでは契約を解除できます。この場合、費用は全額をお支払いいただきます。」との文言のうち、「この場合、費用は全額をお支払いいただきます。」との文言を削除してください。

さらに、既に貴法人との間で委任契約を締結した依頼者が、委任契約を解除した場合には費用の全額を貴法人に支払わなければならないと誤認し、それによって解除を躊躇したり、解除を事実上断念したりするおそれがあります。このような悪影響をなくすため、既に貴法人との間で委任契約を締結している依頼者に対し、依頼者が委任契約を解除した場合に、依頼者が貴法人に対して報酬等の費用全額を支払う義務はないことを説明してください。

第3 最後に

ご多忙のところ大変恐縮ではございますが、宜しくご対応くださいますようお願い申し上げますとともに、ご対応結果（ご対応いただけない場合にはその理由）を、令和3年10月末日までに、当法人（長崎市賑町5番24号向ビル201）へ文書にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

以 上